

連絡調整委員会【議案 100728-1 号】

議案：消防吏員が、救急救命士の受験資格を得るために救急救命士養成所へ出向したときには、当該期間においてコースの参加が困難となる。

結果：上記事由を「留学」に準じるものと認定し、内規（４）を適用する。

連絡調整委員会【議案 100728-2 号】

議案：気象警報が発令したときには、消防吏員は本務とのかかわりでコースの開催及び参加が困難となる。

結果：上記事由を「天変地変の事由」に準じるものと認定し、内規（１）を適用する。

上記の「内規」については「規程・通達・取扱」に掲載した「20080819 規則第 9 条「登録の有効期間の特例」について」を参照のこと。

以上